

昭島市のサービス類型

①訪問型サービス

資料2

訪問型サービスは、現行の介護予防訪問介護である「現行サービス型」及び家事支援等を中心に行う「生活援助型」「住民主体型」

基準	現行の介護予防訪問介護相当	緩和サービス（緩和した基準によるサービス）	
サービス種別	現行サービス型	現行サービス緩和型（生活援助型） 【訪問型サービス A】	住民主体型 【訪問型サービス B】
サービス内容	有資格者（訪問介護員）による身体介護（排せつ、入浴、食事、着替え、移動等生活動作の介助等）、生活援助	生活援助等のみ	生活援助（居室の掃除、洗濯、買い物、調理等、身体に直接触れないサービス）
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ■以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・身体介護が必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・状態が変化しやすく、専門的サービスが必要なケース 等 	専門職によるサービスが一定程度必要なケース	<ul style="list-style-type: none"> ■生活援助のみの提供を必要とし、少しの手助けと見守りにより、自立を促せる状態にあるケース ■左記のような専門的なケアの必要がないケース (訪問介護員の必要がないケース)
実施方法	市が事業者を指定		市が委託
サービス提供者 (例)	訪問介護員（訪問介護事業者）	訪問介護員（訪問介護事業者） 介護部門新規参入事業者 研修修了者	研修修了者 ・シルバー人材センター
基準	予防給付の基準	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準
サービス提供時間数	45分以上60分未満	45分以上60分未満	45分以上60分未満

訪問型サービスの人員、設備等の基準

項目		現行サービス型	生活援助型	住民主体型
管理者		・常勤1名 ・専従。ただし、支障のない場合、兼務可	・1人（非常勤可） ・兼務可	
従事者	人数	常勤換算2.5人以上	必要数（サービスが賄える人数）	
	資格	①介護福祉士 ②介護職員初任者研修修了者	①介護福祉士 ②介護職員初任者研修修了者 ③研修修了者	研修修了者
サービス提供責任者の資格		①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	従事者であれば可	不要
設備		サービス提供に必要な設備・備品の設置		
設備 法令順守事項	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画		事業の運営に必要な広さを有する区画	
	従業者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、 <u>廃止・休止の届出</u> と便宜の提供 ↳ 住民主体型除く			
利用者の安全配慮		保険加入の義務		
心身の状況等の把握		必要	不要	
利用者に関する市への通知	要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき		不要	
	不正な行為により保険給付を受けようとするとき			
利用者のモニタリング		1ヶ月に1回	3ヶ月に1回	不要

※基準の一部を抜粋（差異の生じるものを掲載）

訪問型サービスの報酬単価

項目	現行サービス型	生活援助型	住民主体型
単価設定の考え方	予防給付と同等の単位数（月額報酬制）	予防給付より引き下げた単位数	一回あたりの単価を設定
単価	【月額報酬】 週1回程度…1,168単位（約2,944円/回） 週2回程度…2,335単位（約2,943円/回） 週3回程度…3,704単位（約3,112円/回） （年52週で換算） ※「事業対象者」は週1回	【月額報酬】（約87.6%） 週1回程度…1,023単位（約2,579円/回） 週2回程度…2,046単位（約2,579円/回） 週3回程度…3,069単位（約2,579円/回） （年52週で換算） ※「事業対象者」は週1回	【一回あたりの単価制】（約50.9%） 1,500円/回
地域単価	1単位=10.84円	1単位=10.84円	
算定の考え方	現行の介護予防訪問介護費と同等	訪問介護費の生活援助相当等から試算 （年52週で換算）	介護予防訪問介護の身体介護と生活援助の報酬の差に 生活援助と身体介護の使用率（生活援助約90%）を勘案し、介護予防訪問介護費（I）から試算
加算	現行の介護予防訪問介護費と同等	初回加算 200単位 同一建物減算 1割減算	無し
負担割合	介護（予防）給付の負担割合に準ずる （1割または2割負担）	介護（予防）給付の負担割合に準ずる （1割または2割負担）	介護（予防）給付の負担割合に準ずる （1割または2割負担）